

街区表示板の取替えと 住居表示板交付のお知らせ

皆様の町の電柱やブロック塀などに設置している、住居表示の街区番号を示す街区表示板の取替えを行います。つきましては、令和7年10月初旬頃から市で委託した業者が取替え（※表示板の脱落箇所については設置）作業を行いますのでお知らせいたします。

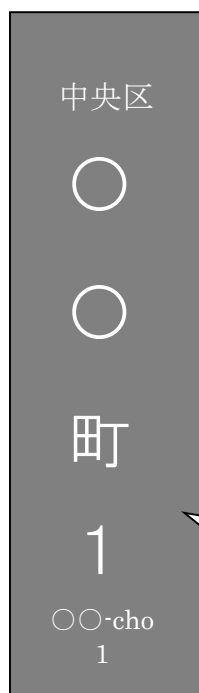
また、お宅の門扉や玄関などに貼ってある住居表示板について、劣化により見えづらい又は脱落している場合には、新しい板を無料で交付しますので、下記の問合せ先に電話で確認のうえ、浜松市役所本館2階にある中央区区振興課まで直接お越しください。

引き続き市街地の住所をわかりやすくする住居表示制度への御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

令和7年度 街区表示板取替え対象地域：

佐藤一丁目～三丁目、萩丘一丁目～五丁目

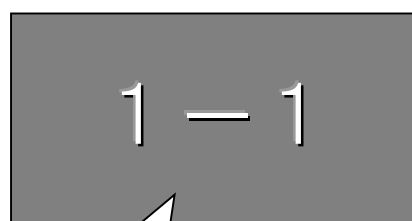
<街区表示板>



<住居表示板>※家の門扉や玄関などに貼ってある板



たて 6 c m
よこ 6 c m



たて 6 c m
よこ 1 2 c m

たて 6 6 c m
よこ 1 2 c m

※電柱や家のフェンスなどに設置している板

<問合せ先> 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市 中央区役所 区振興課 財産管理グループ（本館2階）

TEL：457-2210 FAX：457-2776